

令和6年度沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業による経済波及効果等調査業務委託
仕様書

1 調査の目的

沖縄県は、県内離島の航空賃及び船賃を低減させ、離島住民の交通コストの負担軽減し、定住条件の整備を図ること目的に「沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業」を実施している。

本調査は本事業の実施による航空賃及び船賃の低減により、利用する離島住民や交流人口等の意識・行動の変化や交流人口が各離島に与える経済波及効果等について調査することで、これまでの事業効果を検証するとともに、今後の事業継続と事業内容の見直し等に向けた課題整理を行う。

2 業務の内容について

(1) 業務名

令和6年度沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業による経済波及効果等調査業務委託

(2) 契約の期間

契約締結の日から令和7年3月28日まで

(3) 業務内容

① 実施計画の作成及び実施準備

本業務に係る計画（調査方法、スケジュール）の策定を行うとともに、本業務の実施に必要な資料となる基礎情報等（対象路線の利用者数等）の収集等を行う。

② 離島住民の経済波及効果等調査（航路・航空路）

本事業の実施による対象路線別の離島住民へアンケート調査を行い、利用回数の変化、利用目的、コスト負担軽減分の消費動向の変化等を調査する。

調査結果をもとに本事業の利用者の傾向を分析するとともに、本事業の実施による経済波及効果及び雇用創出効果を算出する。

③ 交流人口の経済波及効果等調査（小規模離島航空路分）

本事業の実施による対象路線別の交流人口へアンケート調査を行い、利用回数の変化、利用目的、コスト負担軽減分の消費動向の変化等を調査する。

調査結果をもとに本事業の利用者の傾向を分析するとともに、本事業の実施による経済波及効果及び雇用創出効果を算出する。

④ 本事業の効果等の分析及び課題整理

上記①～③で得られた本事業による効果等について分析を行うとともに、本事業の課題等と想定される対応策について整理する。

- (4) 本委託業務に必要な打合せ会議または業務報告原則として月1回程度行うものとする。

3 成果物

- | | |
|-----------------------|-----|
| (1) 調査報告書 | 10部 |
| (2) 調査報告書(概要版) | 10部 |
| (3) 上記(1)及び(2)の電子ファイル | 一式 |

4 再委託の制限等

(1)一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務(以下、「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

【主たる部分】

- ・契約金額の50%を超える業務
- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ・市町村や関係者等との連絡調整業務

(2)再委託の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3)再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

5 業務の実施体制等について

今回の委託に際して、主として本委託業務に従事する正副3名以上の担当者を割り当て、本委託業務に係る統制及びその他の事務について、十分な遂行体制がとれること。実施体制については、組織体制図を作成すること。また、委託業務全体のスケジュールの他、各担当者のスケジュール及びスケジュールの管理体制図等を作成すること。

6 著作権等

成果物の著作権及び所有権は沖縄県企画部交通政策課に帰属する。ただし、本委託調査にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任及び費用を持って処理するものとする。

成果物は沖縄県企画部交通政策課の許可を受けずに他に公表、貸与、使用してはならない。

7 その他

本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施にあたり必要となる事項については、沖縄県企画部交通政策課と受託者による協議の上、決定する。